

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案（仮称）

規制の名称：地方管理空港において空港機能施設事業を行う者の指定の欠格事由（空港法施行令第7条関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省航空局総務課・航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

評価実施時期：令和元年6月21日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の権利の制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正が行われない場合、その状況が続くことになる。

【規制の目的】

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

〔課題及びその発生原因〕

空港法施行令（昭和31年政令第232号）第7条第2号においては、地方管理空港における空港施設事業を行う者の指定の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちのの一つとして、従前、成年被後見人等を欠格条項としてきたものである。【規制の目的】

一方、成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされた。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされた。

これを踏まえ、成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われ、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会）にお

いて見直すこととされた。このことを踏まえ、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）において、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）等における欠格条項の削除等が行われた。【規制の必要性】

〔規制緩和の内容〕

今回、成年被後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、地方公共団体の長による地方管理空港における空港機能施設事業の指定における欠格事由から成年被後見人等を削除するとともに、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ。）として、「心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」を新設する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

〔遵守費用〕

心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって、申請者における地方管理空港機能施設事業を行うにあたり必要となる能力の有無を、申請を受けた地方公共団体の長が判断するために必要な情報を提供するための費用が申請者に生じ得る。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

〔行政費用〕

個別審査規定を新設するに当たり、指定を受けることが可能かどうかを審査する費用が想定されるが、当該指定における審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから追加的な発生費用は僅少である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年被後見制度の利用促進が図られる。【効果（便益）】

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

上記の効果に鑑み、金銭価値化は困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

特段想定されない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

本規制緩和にあたっては、空港法及び空港法施行令において、役員に対し業務遂行上求める判断能力について、今般新設する規定に基づき、的確な能力を有することを、個別の申請毎に厳正に審査することとしているため、本規制緩和に伴う副次的な影響は発生しない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等を当該指定から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人權の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人權問題の解消※）が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。【政策評価の結果】

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。【想定される代替案】

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

--

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、施行から 5 年後（令和 5 年度）に事後評価を実施する。【事後評価の実施時期】

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

成年被後見人が当該指定を受けた件数を指標とすることが考えられるが、本政令の改正により、申請内容からは申請者が成年被後見人であるかを確認することはできなくなる。このため、副次的な影響及び波及的な影響の有無で事後評価を行うこととする。

【事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等】